



長野県報

6月10日(木)
平成16年
(2004年)
第1565号

目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定(企画課).....	1
平成11年長野県告示第500号(長野県の感染症の予防のための施策の実施に関する計画)の一部改正(保健予防課).....	2
道路区域の変更及び関係図面の縦覧(道路維持課).....	3
道路供用の開始及び関係図面の縦覧(道路維持課).....	4
政治資金規正法に基づく政治団体の届出(選挙管理委員会).....	4
政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出(選挙管理委員会).....	5
公職選挙法の規定に基づく平成14年9月1日執行の長野県議会議員補欠選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び収支の報告書の要旨(選挙管理委員会).....	7

公告

争議行為の公表(労政課).....	13
平成17年度長野県公衆衛生専門学校歯科衛生士学科学生の募集(医務課).....	13
大規模小売店舗立地法の規定に基づく変更の届出書及び添付書類の縦覧(2件)(産業振興課).....	14
家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病発生の報告(2件)(畜産課).....	15
土地改良事業の工事の完了(2件)(土地改良課).....	15
土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(2件)(農村整備課).....	15
平成17年度長野県短期大学学生の募集(教育振興課).....	16
土地改良区の役員の就任及び退任(土地改良課).....	20
一般競争入札(産業活性化・雇用創出推進局).....	21
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の事業廃止の届出(水道課).....	21

正誤

正誤(こども支援課).....	21
-----------------	----



長野県告示第386号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成16年6月10日

長野県知事 田中康夫

1 起業者の名称

立科町

2 事業の種類

権現山運動公園拡張整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

北佐久郡立科町大字山部字権現山内地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

権現山運動公園拡張整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第32号に規定する地方公共団体が設置する公園に関する事業に該当する。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

本件事業の起業者である立科町は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

立科町では、少子化の進行により地域に同年代の子どもが少ないことや、遊び場自体が少なくなってきたことなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、子どもが地域の人々に見守られながら自然の中で過ごす機会が減少しているとともに、住民相互の交流の機会も減少しており、地域の活力の低下につながるものと危惧している。

特に、平成14年度から完全学校週5日制が実施されたこともあって、立科町では、子どもが野外活動や大人との世代間交流を行うことのできる場を確保することがますます重要な課題となってきている。また、子どものみならず住民相互の交流の場も充実させる必要がある。

町の中心部近くにある権現山運動公園は、町内の多くの住民が気軽に利用できる場となっているが、現在、子どもが主に利用する風の子広場と大人が主に利用するマレットゴルフ場やテニスコートなどが、民有地(起業地)によって南北に分断された形態となっているため、施設相互の連係が不十分であるうえ、自然を活用した遊び場が不足している状況である。

本件事業により、既存の立木や地形をできるだけ残して散策路、木材利用のアスレチックや休養施設が設置されれば、子どもの野外活動の場が充実し、子どもが自然の中で伸び伸びとした活動ができるようになる。さらに、当該運動公園の分断された形態が解消され、施設間の往来が活発になり、利用者同士の交流が促進されることとなり、地域の活性化を図ることができる。

イ 本件事業の施行による影響

起業地周辺は、既に権現山運動公園として利用されており、本件事業の施行により周辺の土地利用や地区住民の生活環境へ与える影響は少ないものと認められる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件(土地を収用することの必要性)

ア 本件事業を早期に施行する必要性

現在の権現山運動公園は、民有地(起業地)によって南北に分断され、施設相互の連係が不十分であり、その機能を十分に果たしているとはいえない状況である。また、立科町では、子どもと大人の世代間交流の機会、さらには住民相互の交流の機会が減少し、地域の活力低下につながるものと危惧していることから、本件事業は、早急に施行する必要性があるものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、現況をできるだけ残して公園を整備し、かつ、権現山運動公園全体を一体化して使用するために必要な面積を確保するもので、適正な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

立科町役場

企画課

長野県告示第387号

平成11年長野県告示第500号(長野県の感染症の予防のための施策の実施に関する計画)の一部を次のように改正しました。

平成16年6月10日

長野県知事 田中康夫

第1の5中「衛生公害研究所」を「環境保全研究所」に改め、同5の(2)の次に次のように加える。

(3) 県等は、複数の都道府県等(都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。)にわたる広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときには、近隣の都道府県等や、人及び物質の移動に関して関係の深い都道府県等と相互に協力しながら感染症対策を行う。また、このような場合に備え、国と連携を図りながらこれらの都道府県等との協力体制についてあらかじめ協議するよう努める。

第1の7の次に次のように加える。

8 獣医師等の果たすべき役割

(1) 獣医師その他の獣医療関係者は、県民の果たすべき役割に加え、獣医療関係者の立場で県の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努めなければならない。

(2) 動物等取扱業者は、県民の果たすべき役割に加え、自らが取り扱う動物及びその死体が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第2の1の(3)中「衛生公害研究所」を「環境保全研究所」に改め、同(3)に後段として次のように加える。

また、環境保全研究所は、必要に応じて医療機関等の協力を得ながら、病原体の収集及び分析を行う。

第3の2中「又は三類感染症が発生した場合や四類感染症等」を「三類感染症又は四類感染症の患者が発生した場合、五類感染症等」に改め、「認められた場合」の次に「国内で感染症の患者は発生していないが海外で感染症が流行している場合であって国内における当該感染症の発生の予防上必要と認められる場合、感染症の病原体を媒介すると疑われる動物についての調査が必要な場合」を加え、「や原因不明の感染症等について迅速に把握する」を「の把握や感染源及び感染経路の究明を迅速に進める」に改める。

第4の4を次のように改める。

4 その他感染症に係る医療の提供のための体制

(1) 感染症患者等が最初に診察を受ける医療機関は、一般の医療機関であることが多い。また、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者においては、原則として一般の医療機関において医療が提供されるものである。

(2) 一類感染症、二類感染症等で、国内に病原体が常在しないものについて、国内で患者が発生するおそれが高まる場合は、県は外来診療を担当する医療機関を選定し、保健所が当該医療機関に感染が疑われる患者を誘導するなど初期診療体制を確立し、地域における医療提供体制に混乱が生じないようにすることについて検討する。

(3) 一般の医療機関においても、県等が公表した感染症に関する情報について積極的に把握し、医療機関内におけるまん延防止のための必要な措置を講ずる。

第5の1中「衛生公害研究所」を「環境保全研究所」に改め、同

1の(3)中「国立感染症研究所等」を「国立感染症研究所、他の都道府県等の地方衛生研究所等」に改める。

第6の2中「国立公衆衛生院」を「国立保健医療科学院」に改める。

第8を次のように改める。

第8 緊急時における施策

1 緊急時における感染症の発生予防及びまん延防止並びに医療の提供のための施策

一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合は、県は、当該感染症の患者が発生した場合の具体的な医療提供体制や移送の方法等について必要な計画を定め、公表する。

2 緊急時における国との連絡体制

(1) 知事等は、国への報告等を確実に行うとともに、特に新感染症への対応を行う場合その他感染症への対応について緊急と認める場合は、国との緊密な連携を図る。

(2) 緊急時においては、県等は患者の発生状況(患者と疑われる者に関する情報を含む。)等についてできるだけ詳細な情報を国に提供することにより緊密な連携を図る。

3 緊急時における他の地方公共団体との連絡体制

(1) 関係地方公共団体は緊密な連絡を保ち、感染症の発生状況、緊急度等を勘案し必要に応じて、相互に応援職員等の派遣を行う。

(2) 複数の市町村にわたり感染症が発生した場合であって緊

急を要するときは、県は、県内の統一的な対応方針を提示するほか、市町村間の連絡調整を行うなどの指導的役割を果たす。

(3) 県等は、複数の都道府県等にわたり感染症が発生した場合又はそのおそれがある場合には、関係する都道府県等で構成する対策連絡協議会を設置するなどの連絡体制の強化に努める。

第9の3中「動物対策」を「動物由来感染症対策」に改め、同3の(2)中「県等は、」を「県等は、積極的疫学調査の一環として」に、「の体制」を「、保健所、環境保全研究所、動物等取扱業者の指導を行う機関等と連携を図りながら調査に必要な体制」に改め、同(2)を同3の(3)とし、同3の(1)の次に次のように加える。

(2) ペット等の動物を飼育する者は、動物由来感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努める。

第9の3の(3)の次に次のように加える。

(4) 動物由来感染症の予防及びまん延防止の対策は、媒介動物対策や動物取扱業者等への指導、獣医師との連携等が必要であることから、感染症対策部門は、ペット等の動物に関する施策を担当する部門と適切に連携を図りながら対策を講じる。

保健予防課

長野県告示第388号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年6月25日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県白田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年6月10日

長野県知事 田中康夫

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 141号

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
南佐久郡南牧村大字海ノ口字湯沢口971番の2地先から 南佐久郡南牧村大字海ノ口字湯沢口975番の4地先まで	旧	7.7~ 8.4 m	0.1105 km
同 上	新	10.6~12.0	0.1105

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 下仁田佐久線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
南佐久郡佐久町大字余地字百瀬963番の1地先から 南佐久郡佐久町大字余地字百瀬993番の4地先まで	旧	4.8~ 8.0 m	0.1463 km
同 上	新	8.0~11.0	0.1472

道路維持課

長野県告示第389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年6月25日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県臼田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年6月10日

長野県知事 田中 康夫

- 1 路線名 下仁田佐久線
- 2 供用を開始する区間
南佐久郡佐久町大字余地字百瀬963番の1地先から
南佐久郡佐久町大字余地字百瀬993番の4地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成16年6月10日

道路維持課

選告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の届出がありました。

平成16年6月10日

長野県選挙管理委員会委員長 中村 幸枝

政党の支部

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	政党の名称	備考
自由民主党武石村支部	小山 八州	飯田 秀範	小県郡武石村上武石75-6	平成15.8.7	自由民主党	一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部
自由民主党東部町支部	柳沢 栄一	田中 政徳	小県郡東部町大字祢津979-1	16.1.7	〃	〃
自由民主党長野県環境保全支部	濱 衛	伊藤 尚紀	茅野市宮川11417 (株)ミハマ内	16.2.10	〃	〃
民主党長野県第4区総支部	堀込 征雄	中村 寛	岡谷市中央町1-1-1	16.2.10	民主党	〃

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
あづみ野政経懇話会	堀内 由光	小宮 良幸	南安曇郡穂高町大字北穂高832	平成15.12.24	
青木たかし(崇)後援会	関 眞澄	柳原 清治	千曲市大字桑原1587-1	16.4.15	
明るい民主市政をつくる市民の会	藤沢 満雄	山内 峯雄	松本市巾上9-26	16.3.17	
新しいふるさと信州中野をつくる会	玉木 一徳	北岡 幹司	中野市西条426	16.1.28	
あたらしい松本の会	宮地 良彦	下澤 順一郎	松本市鎌田1-3-17 1F	16.2.13	
一步の会	井筒 信一	川上 守俊	松本市沢村1-13-18	16.1.7	
泉信也長野県運輸関係後援会	安藤 喜久雄	安藤 喜久雄	長野市大字西和田字八幡川北427-4	16.2.26	
伊藤寅雄後援会	伊藤 寅雄	吉田 政喜	上水内郡小川村大字高府14882	15.9.3	
変えなきゃ駒ヶ根「さわやか会」	村井 喜美雄	田中 泰男	駒ヶ根市北町4-11	16.1.6	
北里敏明長野県後援会	平井 博文	池田 宗兵衛	長野市南県町1041	16.2.23	
倉科和後援会	倉科 博	倉科 博	北安曇郡松川村1703-41	15.11.17	
小泉としひろ後援会	高地 忠男	宮下 順次	小諸市大字御影新田2529-1-103	16.1.15	
小林よしお後援会	白沢 昭生	中村 泰治	北安曇郡松川村5725-195	16.1.13	
さわやか早苗会	北山 早苗	米倉 美和子	南安曇郡豊科町大字豊科5671	15.10.3	
杉風の会杉本幸治後援会	下平 美代子	田中 泰男	駒ヶ根市上穂栄町8-9	15.12.26	
篠原公子事務所	篠原 公子	篠原 勉	北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1007の70	16.3.3	
清水正康後援会	清水 純好	清水 能忠	上伊那郡宮田村5155	16.3.1	
女性党長野県松本総支部	内田 榮	内田 榮	南安曇郡豊科町大字高家4171	16.1.9	

好きです須坂！頑張ろう会（三木正夫後援会）	三木正夫	富澤慶吉	須坂市本上町1387	15.11.27
すげのや昭後援会	宮地良彦	下澤順一郎	松本市蟻ヶ崎5-2-55	16. 2.13
須坂を「蝶源郷」にする会	永田栄一	永田栄一	須坂市墨坂南1-3-7	16. 1. 5
住みよい南木曾町をつくるみんなの会	上田博隆	松原規行	木曾郡南木曾町読書1240の1	16. 2.19
政治結社福沢塾	福沢一夫	坂本美春	伊那市山寺区上村町2144-2	16. 3. 3
税理士による宮下一郎後援会	高橋岑俊	今村邦彦	下伊那郡松川町元大島3836-14	16. 3.16
関ひろゆき後援会	倉田節子	松澤幸利	伊那市西箕輪905-3	15.10.23
せりざわ勤後援会「新しい風の会」	柳田剛彦	橋詰英雄	小諸市中野岸甲3235-17	15.11.21
村民参画のむらづくり	赤羽正	天野早人	上伊那郡宮田村3178-6	16. 1.26
竹内忠孝を応援する会	伊藤邦俊	木村忠紘	北安曇郡松川村5794-274	15.11.27
玉木かずのり後援会	関隆教	小林幸一	中野市中央1-5-14	16. 1.28
地域総合研究会	小松稔	川上正彦	岡谷市湖畔4-3-5	15.12. 8
電機連合長野地協政治活動委員会	小山田武	永田正則	長野市大字南長野字聖徳532-3	15.12. 3
とうみ若草の会	高橋賢次	長越修一	東御市田中179	16. 4. 1
中島育男後援会（新清会）	中島悦夫	菊池強	南佐久郡南相木村4374	15.10.24
長野県防衛を支える会	百瀬友宏	渡辺尚	松本市寿台2-7-12	16. 1.13
中村直行後援会（直政会）	金井良親	中曾根六郎	千曲市大字戸倉2356	16. 4.27
南木曾女性ネットつくしの会	神崎佳代子	長渕秀子	木曾郡南木曾町読書3428の14	16. 4. 2
成瀬恵津子事務所	成瀬恵津子	成瀬紀夫	上伊那郡辰野町大字伊那富8062	16. 2.27
日本共産党宮崎利幸後援会	新保五一	小林将訓	長野市篠ノ井塩崎22	15.10.23
農と食を考える会	内山伸子	袖山三重	北安曇郡池田町大字会染1537	16. 2.13
はじめ会	佐野雅孝	古田良一	中野市大字岩船426（青木歯科医院内）	16. 1.21
平林明人後援会	久保田稔	内川輝雄	北安曇郡松川村7019-17	15.11.17
平林寛也後援会	平林寛也	荻久保哲雄	北安曇郡松川村2533-1	15.12.26
福島利郎後援会	福島則夫	五十嵐麻男	小県郡東部町海善寺244	16. 1. 6
堀六平後援会	堀内由光	小宮良幸	南安曇郡穂高町大字北穂高832	15.12.24
牧野みつお後援会	牧野光朗	佐々木重光	飯田市鼎311-1	16. 3.15
松本市政に新しい風を興す会	塩原英久	浅田淑子	松本市寿台6-4-12	16. 1.23
宮川正光後援会	宮川正光	森博樹	木曾郡南木曾町田立451の1	16. 2.10
宮下一郎後援会伊那谷市町村議員連盟	三澤岩視	高澤勝	伊那市大字伊那部6610-1	16. 3.25
村をカエル会	片町彰	港恭子	下伊那郡南信濃村和田1080	16. 4. 9
やさしく力強い小諸をつくる会	高地忠男	塩川浩次	小諸市大字西原269番地5	16. 3.25
山崎隆二後援会	山崎隆二	中島ヒロ子	木曾郡南木曾町読書3641-1	16. 2. 4
ゆりの会	森本美保子	森本幸登	飯田市松尾上溝6231-1	16. 3.23

選挙管理委員会

選告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出がありました。

平成16年6月10日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

届出者氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出 年月日
赤羽 正	宮田村議会議員	村民参画のむらづくり	上伊那郡宮田村3178-6	赤羽 正	平成 16. 1.26
小松 稔	長野県議会議員	地域総合研究会	岡谷市湖畔4-3-5	小松 稔	15.12. 8
篠原 公子	軽井沢町議会議員	篠原公子事務所	北佐久郡軽井沢町大字軽井沢 1007の70	篠原 公子	16. 3. 3
玉木 一徳	中野市長	新しいふるさと信州中野をつくる会	中野市西条426	玉木 一徳	16. 1.28
成瀬 恵津子	辰野町議会議員	成瀬恵津子事務所	辰野町大字伊那富8062	成瀬 恵津子	16. 2.27
平林 寛也	松川村議会議員	平林寛也後援会	北安曇郡松川村2533-1	平林 寛也	15.12.26
堀内 由光	参議院議員	あづみ野政経懇話会	南安曇郡穂高町大字北穂高832	堀内 由光	15.12.24
三木 正夫	須坂市長	好きです須坂!頑張ろう会(三木正夫後援会)	須坂市本上町1387	三木 正夫	15.11.27
宮川 正光	南木曾町長	宮川正光後援会	木曾郡南木曾町田立451の1	宮川 正光	16. 2.10
森本 美保子	飯田市議会議員	ゆりの会	飯田市松尾上溝6231-1	森本 美保子	16. 3.23
山崎 隆二	南木曾町長	山崎隆二後援会	木曾郡南木曾町読書3641-1	山崎 隆二	16. 2. 4

選挙管理委員会

選告示第19号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により提出のあった平成14年9月1日執行の長野県議会議員補欠選挙（下伊那郡選挙区及び上田市選挙区）における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨は、次のとおりです。

平成16年6月10日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成14年9月1日執行長野県議会議員補欠選挙（下伊那郡選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

（法定選挙運動費用額） 6,282,600 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	木下 征義	所属党派	日本共産党	期 間	8月8日から	第1回分
出納責任者氏名	熊谷 幸一				9月12日まで	

収入			支出		
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職 業）	（寄附額）	人件費	家屋費	円
日本共産党飯伊地区委員会		100,000	選挙事務所費	321,980	
大野 節子	農業	58,500	集会会場費	0	
菅沼 浩	農業	58,500	通信費	0	
下原 美智子	団体職員	90,000	交通費	0	
			印刷費	888,030	
			広告費	31,500	
			文具費	16,277	
			食糧費	60,663	
			休泊費	0	
			雑費	71,164	
その他の寄附	174件	712,000			
その他の収入		0			
今回計		1,019,000	今回計	1,596,614	
前回計		-	前回計	-	
総 計		1,019,000	総 計	1,596,614	

報告書受理年月日	平成14年9月13日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	桜井 良次	所属党派	日本無党派本部委員会	期 間	8月23日から 8月31日まで	第1回分
出納責任者氏名	桜井 良次					

収入				支出			
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	円	人件費		円	
桜井 定人	建設業	20,000		家屋費		0	
				選挙事務所費		0	
				集会会場費		0	
				通信費		0	
				交通費		0	
				印刷費		129,450	
				広告費		103,000	
				文具費		12,383	
				食糧費		3,100	
				休泊費		0	
				雑費		0	
その他の寄附	32件	197,000					
その他の収入		0					
今回計		217,000		今回計		247,933	
前回計		-		前回計		-	
総 計		217,000		総 計		247,933	

報告書受理年月日	平成14年9月16日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	桜井 良次	所属党派	日本無党派本部委員会	期 間	9月30日から 10月15日まで	第2回分
出納責任者氏名	桜井 良次					

収入				支出			
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	円	人件費		円	
				家屋費		0	
				選挙事務所費		0	
				集会会場費		0	
				通信費		21,488	
				交通費		0	
				印刷費		0	
				広告費		0	
				文具費		0	
				食糧費		0	
				休泊費		0	
				雑費		0	
その他の寄附		0					
その他の収入		0					
今回計		0		今回計		21,488	
前回計		217,000		前回計		247,933	
総 計		217,000		総 計		269,421	

報告書受理年月日	平成14年10月10日	第2回報告分
----------	-------------	--------

候補者氏名	佐藤 友昭	所属党派	自由民主党	期 間	8月23日から	第1回分
出納責任者氏名	荻原 義夫				8月31日まで	

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		円
			人件費	672,000
			家屋費	227,278
自由民主党長野県支部連合会		500,000	選挙事務所費	188,358
明日の下伊那を創る会		4,000,000	集会会場費	38,920
			通信費	469,523
			交通費	147,104
			印刷費	1,349,974
			広告費	670,800
			文具費	340,705
			食糧費	111,711
			休泊費	46,800
			雑費	145,028
その他の寄附		0		
その他の収入		0		
今回計		4,500,000	今回計	4,180,923
前回計		-	前回計	-
総 計		4,500,000	総 計	4,180,923

報告書受理年月日	平成14年9月16日	第1回報告分
----------	------------	--------

1 選挙の種類 平成14年9月1日執行長野県議会議員補欠選挙(上田市選挙区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

(法定選挙運動費用額) 6,603,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	石巻 一男	所属党派	県議会に新風を	期 間	8月23日から	第1回分
出納責任者氏名	横谷 重則				9月3日まで	

収入				支出	
主たる寄附				円	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	円	人件費	1,477,000
				家屋費	466,160
池田 正治	自営業	30,000		選挙事務所費	425,000
村上 恒夫	自営業	50,000		集合会場費	41,160
一之瀬 鉄男	自営業	20,000		通信費	180,050
母袋 美枝	無職	100,000		交通費	0
母袋 智子	無職	50,000		印刷費	1,233,850
北澤 甲子治	自営業	300,000		広告費	1,195,920
小宮山 昌男	会社員	15,000		文具費	28,425
宮下 勝久	会社員	50,000		食糧費	121,884
石巻 宏	団体職員	30,000		休泊費	0
佐藤 圭司	自営業	50,000		雑費	30,000
大橋 俊彦	自営業	30,000			
大久保 城男	自営業	30,000			
石巻 貴美雄	自営業	1,000,000			
石巻 和平	自営業	500,000			
石巻 伸夫	自営業	500,000			
島 喜治	自営業	30,000			
矢島 好高	自営業	20,000			
森 浩二	自営業	20,000			
島田 郁子	自営業	30,000			
合葉 啓	農業	100,000			
石塚 節子	無職	100,000			
窪田 一徳	自営業	50,000			
武重 昌樹	自営業	20,000			
中村 隆良	自営業	20,000			
岩下 弘子	自営業	30,000			
柳沢 勘五郎	自営業	20,000			
柳沢 正明	自営業	30,000			
黒岩 清	自営業	30,000			
松本 卓樹	自営業	30,000			
山寺 高太郎	自営業	300,000			
和田 智晴	自営業	30,000			
小山 秀喜	自営業	50,000			
吉沢 朋一	自営業	50,000			
寺島 義幸	農業	50,000			

押森 弘文	神官	30,000		
柳澤 憲一郎	自営業	20,000		
朝倉 万幸	自営業	20,000		
宮下 正利	自営業	30,000		
飯島 祐介	自営業	50,000		
村松 今朝美	自営業	30,000		
小山 秀典	自営業	50,000		
母袋 恭二	自営業	50,000		
小幡 日出男	自営業	20,000		
下村 恭	自営業	30,000		
安藤 昭一	自営業	20,000		
中村 佳隆	会社員	30,000		
古平 昌久	自営業	100,000		
甘利 隆弘	自営業	30,000		
小笠原 光三	自営業	20,000		
堀田 律夫	自営業	30,000		
坂口 光利	自営業	30,000		
その他の寄附	114件	960,000		
その他の収入		0		
今回計		5,315,000	今回計	4,733,289
前回計		-	前回計	-
総計		5,315,000	総計	4,733,289

報告書受理年月日	平成14年9月6日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	石巻 一男	所属党派	県議会に新風を	期 間	9月25日から	第2回分
出納責任者氏名	横谷 重則				9月25日まで	

収入 主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	支出	円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	312,718
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附		0	今回計	312,718
その他の収入		0	前回計	4,733,289
今回計		0	総計	5,046,007
前回計		5,315,000		
総計		5,315,000		

報告書受理年月日	平成14年9月26日	第2回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	高村 京子	所属党派	日本共産党	期 間	7月20日から 9月17日まで	第1回分
出納責任者氏名	柄沢 義郎					

収入				支出	
主たる寄附				円	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		人件費	155,000
			円	家屋費	769,653
藤原 美津子	主婦	35,000		選挙事務所費	769,653
成瀬 広美	主婦	30,000		集会会場費	0
鈴木 邦彦	団体職員	30,000		通信費	2,170
小宮山 耕平	自営	35,000		交通費	2,060
中村 三枝子	主婦	25,000		印刷費	643,015
寺島 昭夫	無職	30,000		広告費	383,000
杉山 洋子	主婦	20,000		文具費	29,245
藤井 雄二	無職	30,000		食糧費	94,910
石田 修一	会社員	30,000		休泊費	0
倉沢 正勝	司法書士	30,000		雑費	5,088
矢ヶ崎 文紀	会社役員	30,000			
栗原 暁史	団体職員	20,000			
その他の寄附	571件	1,693,250			
その他の収入		300,000			
今回計		2,338,250		今回計	2,084,141
前回計		-		前回計	-
総 計		2,338,250		総 計	2,084,141

報告書受理年月日	平成14年9月19日	第1回報告分
----------	------------	--------

選挙管理委員会